

貝塚市木積における「大規模ソーラーパネル設置事業」についての決議

株式会社カメラヤ・プランニング（以下「事業者」という。）が本市木積 3244 番ほか 11 筆の土地に計画しているソーラーパネル設置事業は、本年 7 月 1 日に施行された「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）の許可対象案件である。

条例の目的は、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的としており、第 4 条には、埋立てを行う者は周辺地域の住民（以下「住民」という。）の理解を得るよう努める必要が規定されている。

8 月 23 日及び 24 日に、条例に規定された住民説明会が事業者により開催されたが、搬入土砂の発生元及び汚染の状況並びに土砂の搬入計画について、住民の当該事業に対する不安や不信感が高まった。

9 月 10 日に住民により「貝塚市葛城校区環境保全連絡協議会」（以下「協議会」という。）が結成され、9 月 16 日には協議会代表から本事業に対する住民の不安や疑念を晴らすべく、緊急かつ主体的な取組みを貝塚市に求める旨の要望書が貝塚市長に提出された。

9 月 18 日に貝塚市長から大阪府知事に対し、住民が不安や不信感を抱いている搬入土砂の発生元及び汚染の有無について公正な手法により住民に情報開示するとともに、土砂の搬入について本市の環境及び住民の平穏な生活を守る観点から、住民の合意を得るよう事業者強く働きかけ、また住民の不安や不信感が払拭されるまでは、条例に規定された事前の手続きが終了したとみなさないように求める旨の要望書が提出された。

その後、11 月 7 日に再度の住民説明会が開催されたものの、出席した住民のほとんどが事業者の説明に対し、約 14 万立方メートルもの大量の土砂を搬入することに対して納得できない状況である。また、集中豪雨などの際の土砂の崩壊・崩落など、貝塚市域全体の自然環境に大きな影響が及ぶことが予想される。本市の主要な関係団体からもこの計画の不認可を求める要望が出されているところである。

よって、本市議会は大阪府に対し、住民の理解・納得が得られないまま許可することのないよう強く求める。

以上、決議する。

平成 27 年 12 月 18 日

貝塚市議会